

令和5年度成人式

令和4年4月1日施行の民法の一部改正で、成年年齢が18歳に引き下げられましたが、本市では20歳を迎える人を対象に「成人式」を開催します。



期日 令和6年1月3日(水)
時間 午前11時開式(予定)
場所 カルチャーパレス小ホール
対象者 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの人
 ※対象者には12月上旬に案内を送付します。
 ※市内に住民票がない人も市内出身であれば出席できます。
 ※数に限りはありますが、保護者の観覧席を設ける予定です。

問合せ 市社会教育課生涯学習係
 (☎22-2111 内線4022)

MONOCCA森のお話し会 (参加無料)

期日 11月4日(出)
時間 午前11時20分～
場所 人吉鉄道ミュージアム MOZOCAステーション 868 2階
問合せ 森のお話し会事務局 (☎080・6437・2071)

第12回人吉美術協会展

絵画や書道など、人吉美術協会会員による作品を展示します。
期日 11月18日(土)～26日(日)
時間 午前9時～午後5時
会場 人吉クラフトパーク石野公園展示館
入場料 無料

特設人権相談所

人吉人権擁護委員協議会・熊本地方方法務局人吉支局では、特設人権相談所を開設します。
 相談は無料で、秘密は固く守られます。家庭内のもめごと、近隣とのトラブル、女性や子どもに対する虐待・差別などの人権問題についてご相談ください。
期日 12月4日(月)
時間 午前9時～正午
場所 市役所2階201会議室
相談員 人権擁護委員
問合せ 熊本地方方法務局人吉支局 (☎22・3393)

女性の人権ホットライン

熊本地方方法務局と熊本県人権擁護委員連合会では、夫やパートナーからのDV、職場でのセクハラなど女性の人権に関わる相談を専門に受け付ける「全国一斉『女性の人権ホットライン強化週間』」を実施します。
 相談は人権擁護委員と法務局の職員が対応し、秘密は固く守られます。



ワンストップ就労相談窓口・ジョブカフェ(要予約)

ジョブカフェ・球磨ブランチでは、人吉・球磨地域の人材確保・マッチングのため事業所・求職中の皆さんを支援しています。応募書類作成方法や就労のことなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。

募集

陸上自衛隊高等工科学校生徒(一般試験)募集

応募資格 令和5年4月1日現在で15歳以上17歳未満の男子(中卒、中卒見込み含む)
応募期限 令和6年1月5日(金)(必着)
試験期日 令和6年1月13日(土)
試験会場 熊本県合同庁舎(熊本市西区春日2丁目10番1)
 ※詳しくはお問い合わせいただくか「自衛隊募集」サイトをご覧ください。
問合せ 自衛隊熊本地方協力本部人吉地域事務所(☎22・4704)

犬のしつけ教室 参加者募集

愛犬の無駄ぼえ、跳びつき、

さい。相談は無料です。

対象者 求職・転職希望者やその家族、学校の先生、採用活動中の事業所など。年齢制限なし。
日時 平日(祝日除く) 午前10時～午後5時
場所 県球磨地域振興局3階出張相談室
期日 ①11月8日(水)
 ②11月15日(水)
 ③11月17日(金)
 ④11月22日(水)

時間 ①③④午後1時～4時
 ②午後1時15分～4時
場所 ①湯前駅レールウェイング ユノレル(球磨郡湯前町)
 ②あさぎり町ポッポ館2階和洋室(球磨郡あさぎり町)
 ③ハローワーク球磨会議室(下薩摩瀬瀬町)
 ④多良木町多目的センター(球磨郡多良木町)

申込・問合せ ジョブカフェ・球磨ブランチ(☎22・0555)



▲詳しくはこちら



問合せ 人吉美術協会会員・林田さん(☎22・6700)

若者の巣立ちを応援しませんか

児童養護施設や里親家庭などから巣立つ子どもたちが地域・社会の中で笑顔で暮らせるようにサポートするボランティアを募集しています。
◆セミナー伴走サポーター
内容 若者の巣立ちに必要な学びのサポート。現在、建築、営業、事務、教員、看護師、保育士、心理師、里親などさまざまな経験を持った人が活躍しています。

特設行政相談会

行政についての苦情や要望などの相談をお受けします。
期日 11月12日(日)
時間 午前11時～正午、午後1時～2時
場所 九日町通り(人吉温泉まつり会場内)
問合せ 市地域コミュニティ課くらし安心相談係

相談



▲詳しくはこちら

◆「かたるベースくまもと」運営サポーター
内容 児童養護施設や里親家庭などで暮らす子どもや、そこを巣立った若者たちが気軽に集える居場所「かたるベースくまもと」で、①若者たちと一緒に楽しく料理を作る料理サポーター、または②セミナー講師サポーター
 ※①②とも社会人経験1年以上の人が対象
問合せ 認定NPO法人ブリッジフォースマイル熊本事務局(☎096・288・4627)

きじこ NEWS 11月号

きじうまコイン(通称きじこ)は、お金の地域内循環を目的に、本市ときじ馬スタンプ協同組合、人吉商工会議所が連携して取り組む電子地域通貨です。きじこで支払うと決済金額の1%のポイントが付き、貯まったポイントは加盟店の買い物などで使えます。ぜひご利用ください。



きじこを利用するためにはアプリのダウンロードが必要です。詳しくはホームページをご覧ください。



▲きじうまコインホームページ

市役所の一部窓口の支払いできじこが使えます!
 10月1日から市市民課と市税務課の窓口で各種証明書の発行手数料などを支払うときに、きじこが使えるようになりました。現金で支払うよりスムーズに会計を済ませることができますので、ぜひご利用ください。
※注意点
 きじこで支払うと支払金額に対する還元ポイント1%が付きますが、市役所での支払いについては還元ポイントが付きませんので、ご了承ください。

問合せ きじうまコインについて きじ馬スタンプ協同組合(☎22-2254)